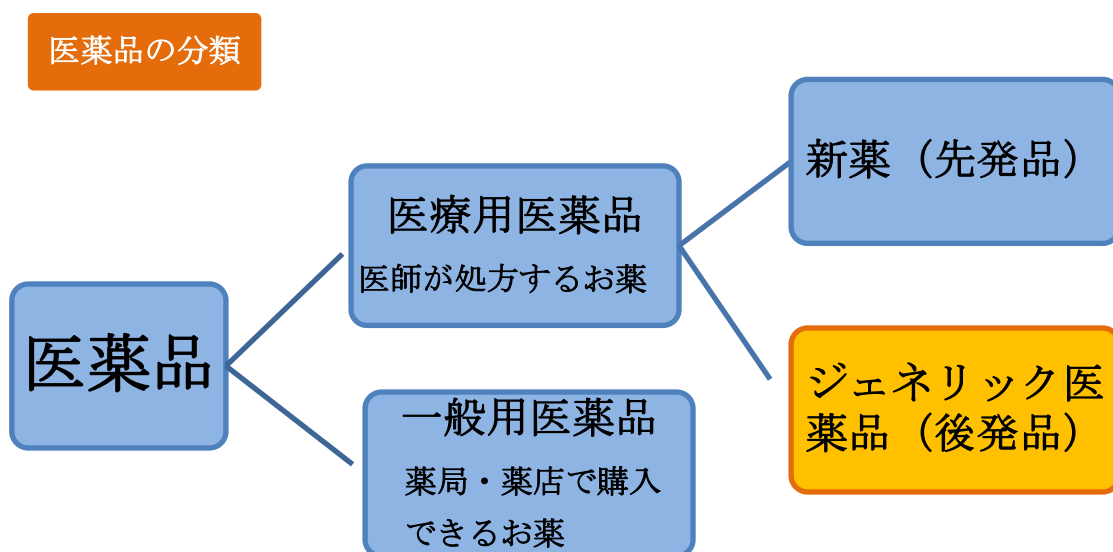


ジェネリック医薬品（後発医薬品）の使用について

当院では、国民医療費抑制や個人負担の軽減に貢献するため、ジェネリック医薬品（後発医薬品）の使用を推進しています。

お薬は医療用医薬品と一般用医薬品の2種類に分けられます。医療用医薬品とは医師の診断により病院や調剤薬局等で処方されるお薬です。一般用医薬品とは市販薬のことで、処方箋なしに薬局・薬店等で直接購入できるお薬です。



さらに、医療用医薬品は新薬（先発医薬品）とジェネリック医薬品（後発医薬品）に分けられます。新薬は開発に多額の費用、時間がかかるため、特許期間が設けられていて、開発した製薬会社はその新薬を独占的に製造・販売することができます。

しかし、その特許期間が過ぎると、他の製薬会社でも同じ有効成分を使ったお薬を製造・販売することが可能となります。このお薬がジェネリック医薬品（後発医薬品）です。

ジェネリック医薬品（後発医薬品）は、厚生労働省から厳格な審査の結果、その有効性、安全性、品質について新薬（先発医薬品）と同じであると認められた安価なお薬です。新薬（先発医薬品）に比べて薬の値段が低価格（3割～5割程度安価）なため、ジェネリック医薬品（後発医薬品）の普及により、国民医療費の抑制や個人負担の軽減に繋がると期待されています。

ジェネリック医薬品の使用推進に、ご理解とご協力をお願い致します。

ご不明な点は、薬剤師にご相談ください。